

## 申請に対する処分個別票

所管局部課（担当）名 （電話番号）	健康局生活衛生部生活衛生課 （06-6208-9996）
処分課（担当）名	大阪市食肉衛生検査所
処分の名称	と畜場以外の場所で獣畜をとさつすることができる場合の許可
概 要	災害その他の事故でと畜場が使用できない場合や、離島などでと畜場以外の場所で獣畜をとさつすることがやむを得ないなどの場合で、市長の許可を得てとさつ又は解体する場合は申請が必要となります。
根拠法令等 及び条項	と畜場法施行令第4条 と畜場法第13条第1項第4号及び第14条第4項
審査基準	<ul style="list-style-type: none"> <li>・と畜場以外の場所で獣畜をとさつすることができる場合として定められているものは、</li> <li>一 災害その他の事故により、と畜場が滅失し、又はその設備がき損し、と畜場以外の場所においてとさつすることがやむを得ない場合</li> <li>二 離島であるため、その他土地の状況により、と畜場以外の場所においてとさつすることがやむを得ない場合であつて、かつ、都道府県知事が指定した地域において、又は都道府県知事の許可を受けて獣畜をとさつする場合</li> </ul>
標準処理期間	処分の性質上、標準的な期間を設定することはできません。
経由日数	なし
提出先	大阪市食肉衛生検査所
提出時期	随時
提出方法	とさつ又は解体検査申請書及び手数料を大阪市食肉衛生検査所へ提出してください。 とさつ又は解体検査申請書を提出すれば、生体検査から解体検査まで受けることができます
手数料	牛及び馬：1頭につき400円 豚、子馬、子牛、山羊及びめん羊：1頭につき200円
相談窓口	大阪市食肉衛生検査所
ホームページ	
備 考	

## 申請に対する処分個別票

所管局部担当名 (電話番号)	健康局保健所管理課 (06-6647-0654)
処分担当名	同上
処分の名称	指定小児慢性特定疾病指定医の指定
概要	児童福祉法施行規則の規定に基づき、医師から申請があったものについて、指定小児慢性特定疾病指定医の指定を行います。
根拠法令等 及び条項	児童福祉法施行規則第7条の10から第7条の14 大阪市小児慢性特定疾病指定医の指定に係る事務取扱要領（大阪市保健所管理課に設置）
審査基準	<p>診断又は治療に5年以上（医師法（昭和23年法律第201号）に規定する臨床研修を受けている期間を含む。）従事した経験を有する医師であって、次のいずれかに該当し、かつ、指定医の職務（小児慢性特定疾病（児童福祉法に規定する小児慢性特定疾病をいう。）の患者が小児慢性特定疾病にかかっており、当該疾病の状態が小児慢性特定疾病ごとに厚生労働大臣が定める程度（平成26年厚生労働省告示第475号）であることを証明する医療意見書の作成）を行うのに必要な知識と技能を有すると認められる者。</p> <p>①厚生労働大臣が定める認定機関が認定する専門医の資格を有すること。 ②都道府県知事、指定都市市長及び中核市市長が行う研修（小児慢性特定疾病の診断又は治療に関する一般の知識及び専門的知識を習得するためのもの。）を修了していること。</p>
標準処理期間	30日程度
経由日数	なし
提出先	大阪市保健所管理課
提出時期	随時
提出方法	指定小児慢性特定疾病指定医指定申請書を作成のうえ、大阪市保健所管理課へ提出してください。（様式は、大阪市ホームページからダウンロードしていただけます。）
手数料	なし
相談窓口	大阪市保健所管理課
ホームページ	<a href="http://www.city.osaka.lg.jp/kenko/page/0000286839.html">http://www.city.osaka.lg.jp/kenko/page/0000286839.html</a> <a href="http://www.city.osaka.lg.jp/kenko/page/0000336373.html">http://www.city.osaka.lg.jp/kenko/page/0000336373.html</a>
備考	